

商工神奈川

2020

12

組合あんでな

一般社団法人神奈川県広告美術協会の
「安全点検まち歩き」取材させていただきました!



取材にご協力いただいた

当協会の末廣芳和 会長(右)と
事務局の今井絹子 氏(左)

No.756

Contents

中央会からのお知らせ	2
組合あんでな	4
組合Q&A	7
厚生労働省からのお知らせ	8
情報連絡員の声	10
PRひろば	12
今月の逸品・編集後記・情報募集	13

この取り組み内容は5ページに掲載しています👉



連携で明日を拓く

神奈川県中小企業団体中央会

URL <https://www.chuokai-kanagawa.or.jp/>

中央会からのお知らせ



第73回 中小企業団体全国大会 神奈川大会 令和3年11月25日(木) 開催決定!!

■ 主 催 ■

全国中小企業団体中央会/神奈川県中小企業団体中央会

■ 開催場所 ■

パシフィコ横浜国立大ホール
(横浜市西区みなとみらい1-1-1)



第73回神奈川大会の会場となるのは、横浜。そして神奈川を代表する新都市、みなとみらい21にあって、「世界最大級の複合MICE施設」としてオープン以来注目されている「パシフィコ横浜」。国内屈指の企業や世界有数のホテル等が集まり、今も進化し続ける「横浜みなとみらい21」で、皆様のご来場をお待ちしております。

ご予約ください!!



令和3年 新春賀詞交歓会並びに表彰式



開催日時：令和3年 **1月7日**(木) 10:00～11:10

開催場所：横浜ロイヤルパークホテル 宴会棟 3階「鳳翔の間」
(横浜市西区みなとみらい2-2-1-3)

参加費：お一人 5,000円

※入場時の手指消毒・非接触検温の実施、ソーシャルディスタンスを踏まえた配席、会場内の十分な換気等の万全の対策を講じ、会員の皆様を中心に来賓の規模を縮小し時間を短縮して開催いたします。なお、懇親会は実施しません。

※当日の賀詞交歓会の様子を LIVE 配信する予定です。詳細は、後日、郵送にてご案内いたします。

【お問合せ先】業務推進部 TEL：045-633-5131



今年度は定員30名となっています! お早めにご応募を!

令和2年度 決算税務講習会のお知らせ



開催日時：令和3年 **1月19日**(火) 10:00～16:30

開催場所：神奈川中小企業センター14階「多目的ホール」
(横浜市中区尾上町5-80)

講師：日新税理士法人 税理士 古知 潔 氏

参加費：無料(昼食はご用意しておりません)

定員：30名

趣旨：例年通り、組合経理担当者等を対象に、資料や Q&A を基に解説を行い、組合特有の経理処理や決算処理、財務諸表等について理解を深める講座となっています。組合経理担当になって間もない方から、あらためて組合会計について復習したい方まで、お気軽にご応募ください! ご案内は FAX 又はホームページでご案内させていただきます。

※今年度の決算税務講習会は、入場時の手指消毒・非接触検温の実施、ソーシャルディスタンスを踏まえた配席、会場内の十分な換気等の万全の対策を講じ、昼食は各自でご用意いただく形式で開催いたします。

また、皆様のご要望により一日での実施とした関係上、演習は基本的に実施せず講義中心となります。他にも年度末に初心者向け組合会計講座を予定しております。ご案内の送付まで今しばらくお待ちくださいませ。

【お問合せ先】企画情報部 TEL：045-633-5134



組合あんてな



地域の未病改善を見守る街

協同組合戸塚旭町通商店会

協同組合戸塚旭町通商店会は戸塚駅西口付近でお店を構える組合員約30名で構成する商店街組織で、「かながわ未病改善宣言」に取り組む商店街として神奈川県から初認定された街として親しまれています。

数年前から始めた未病改善啓発イベント「健康ウォーキングラリー」は秋の恒例イベントとして根付き、多くの参加者で賑わっていましたが、コロナウイルス感染拡大の影響で当イベントは中止となりました。今般、その代替イベントとして実施した未病改善商品・サービスの特設パネル展示会について、その取り組みと商店街の現況を取材させていただきました。



コロナ禍初のイベント！ 街の強みを生かして未病改善をPR

当商店街は数年前より、新たな販促事業を模索する中、商店街が薬局や医療サービス関係の業種が多いことに着目し、「健康」をテーマとする街の活性化に取り組んでいます。商店街の健康増進の取り組みを広くPRするため、令和2年11月3日～12月10日、特設会場にて、当商店街の26種類の未病改善認定商品・サービスの特設パネル展示会を実施しました。期間中の会場では、未病改善についてのアンケートを実施し、回答者には商店街オリジナルエコバッグが進呈されました。感染対策を取る中で、会場は多くの参加者で賑わい、展示パネルは道行く人の注目を集めていました。

今回のイベントは、「かながわ未病改善宣言」を行い、未病改善のノウハウを持っている商店街ならではの強みを生かした内容となり、アンケートは街の未病改善に関する取り組みに活用されるので、今後の取り組みに益々期待が膨らみます。

【パネル展示されていた未病改善認定商品の一例】



頭の飴

大豆40%と黒ゴマ10%入の純植物性で、栄養素もバランスよく備った飴です。粉末素材で仕上げたので、お子様からお年寄りまで、どなたでも美味しく召し上がれます。



乳酸菌 M-1ドリンク

選び抜かれた乳酸菌「シールド乳酸菌」が100億個配合されています。病気知らずの身体づくりのための1本です。



そもそも「未病」って何？



心身の状態を健康と病気の二分論の概念で捉えるのではなく、健康と病気の間を連続的に変化するものとして捉え、この全ての変化の過程を表す概念を「未病」と呼んでいます。例えば、検査では異常なしと言われたが何となく調子が悪い時、発病には至らないものの軽い症状がある状態のことを指します。神奈川県では、平成29年3月29日に「かながわ未病改善宣言」を発表し、健康寿命を延ばすため、「未病」を改善する取り組みを進めており、全ての世代が「未病」を自分のこととして考え、行動していくよう、ライフステージに応じた未病改善対策を展開しています。また、この宣言の趣旨に賛同した団体と共に「未病」改善を広く普及するため、「かながわ未病改善協力制度」が創設されており、現在、400名ほどの協力団体・企業が認定を受け、活動をしています。



理事長の声

「ウイズコロナの時代に合わせた商品・サービスの提供を！」

「今回の未病改善啓発イベントは、イベント開始前に参加者の待機列ができるほど盛況でした。毎年実施している『健康ウォーキングラリー』を実施できなかったのは非常に残念ですが、参加者の中には、『今年はウォーキングラリーはやらないの？』とお声をかけていただけた方も多く、自分たちが作り上げてきたイベントが地域に根付いていることを知ることができ、非常に嬉しく思います。このイベントが当商店街のコロナ禍初のイベントですが、今後は感染症対策を取りながら、近隣商店街と共催でイベントを開催するつもりです。コロナ禍で何でも自粛すればいいというわけではなく、コロナウイルス感染症対策を徹底しつつ、お客様のニーズに沿った商品・サービスを提供する、ウイズコロナの時代に合わせた取り組みが事業者にも求められているのではないのでしょうか。私自身も街で保険薬局を運営していますが、今までの店舗を構えて待っている営業方法では、ウイズコロナの時代を生き残ることは難しいと考え、お客様の自宅まで訪問して、窓口対応と同様のサービスを提供する『在宅薬局サービス』を既に開始しています。当商店街としては、コロナ禍で事業活動を行う組合員の後押しが少しでもできるように、引き続き最新の商店街施策の情報提供や感染症対策指導等を徹底し、組合員から『加入してよかった！』と言っていただけるような商店街を目指していきたいと思います。」



取材に対応いただいた特設会場前で接客をする当組合の湯川 仁理事長。地域に根付いた「仁天堂薬局」を運営されていますが、取材日には、街の顔として一人一人お客様を笑顔で丁寧に接客されていました。

【記事に関するお問合せ先】

協同組合戸塚旭町通商店会 事務局
(横浜市戸塚区戸塚町55仁天堂ビル3F)

TEL: 045-871-2554

URL: <http://asahi-street.com/>



一般社団法人神奈川県広告美術協会



県内で屋外広告業を営む事業者約70名で構成される一般社団法人神奈川県広告美術協会(以下、協会)は、資材の幹旋や技術講習会、共済制度等を実施しており、近年は行政機関とともに屋外広告の適正な設置を推進する「安全点検まち歩き」に努めています。

今回は令和2年11月12日に横浜市の中山商店街協同組合において実施した「安全点検まち歩き」の取り組みについて、協会の末廣芳和会長及び事務局の今井絹子氏に同行し、取材をさせていただきました。



～まちの安全を守る！安全点検まち歩き～



「安全点検まち歩き」は、地域住民の安全確保を目的に、協会と商店街の店主の方々と横浜市が一体となって街を歩きながら、屋外広告物落下の事故を未然に防ぐために注意喚起する取り組みです。この取り組みは6年前から実施されており、現在は横浜市の募集に対して、応募があった商店街を対象に行われています。

元々は協会が横浜市と屋外広告物の景観に関する取り組みを行っていた最中、街中に管理の行き届いていない屋外広告物が多くみられ、その写真を資料として残しながら街を歩いたことが事業を始めたきっかけになります。過去に北海道で屋外広告物の落下事故が発生した際には、横浜市と連携したこの取組が注目を浴びました。現在も先進的な取組として、協会が主体となって全国でまち歩きの啓蒙活動を行っており、行政機関及び関係団体と連携し、同様の取組が各都道府県で実施するまでに広がりを見せています。



～いざ、まち歩きへ！～

まち歩きに先立ち、商店街の事業担当者に対して横浜市から事業概要説明があり、末廣会長より、街に設置された屋外広告物の危険性や注意すべきポイント、事故が発生した際の対応、商店街としての責任義務等について、事例紹介も交えた事前講習が行われました。

講習の後、街へ繰り出したメンバーは、危険な屋外広告物を設置している店舗を巡回し、使用者に対して具体的な危険箇所の説明を行い、相談窓口を紹介するアフターフォローまで行いました。自店舗であっても指摘されなければ気づかない危険な箇所が多く、説明を受けて、実際に自身の目で確認した使用者は納得した様子で相談窓口の紹介を仰ぎました。

最後に総括が行われ、商店街メンバーは事前講習及びまち歩きを通して、商店街として一刻も早い危険箇所への対応が必要であることを認識し、末廣会長からは安心安全で明るい街づくりと、商店街のイメージダウン回避のため、今後も危険な屋外広告物への対処に力を入れてほしいと報告がありました。

なお、まち歩きの際は、協会及び横浜市のメンバーで必ず下見を行って、街の隅々まで危険な屋外広告物がないか確認し、事前に資料を作成して事業を実施しています。一つの商店街をまち歩きするだけでも、事前準備と終了後の報告業務を含めると多くの時間と労力を費やしますが、安心安全で明るい街づくりのため末廣会長が先頭に立ち、協会が前のめりで事業を実施しています。



事前講習の様子



まち歩きで危険箇所を使用者に指摘する様子



事業者の声

「皆様の安心安全な暮らしと業界のためのまち歩き」

「まち歩きには、皆様が安心安全に暮らし、笑顔で幸せになってほしいという思いで取り組んでいます。事前準備や調整等の苦勞も多いですが、安心安全な街づくりのため、協会では重要な事業として注力しています。実施の際に危険箇所を指摘するのは心苦しいときもありますが、何よりも指摘しないことで事故が起きることのほうが悲しく、万が一、事故が起きれば、屋外広告物の使用者やオーナーが責任を問われてしまうので、皆様に自分ごととして受け取ってもらうために、真摯に向き合い取り組んでいます。実は、この取り組みは、業界のために実施している一面もあります。ひとたび屋外広告物の事故が発生してしまえば、それがどんな原因であったとしても、優良な事業者を含めた業界のせいになってしまいます。そのような事態を避けるため、業界として環境を改善しようとする取り組みをやらないわけにはいきません。全国の都道府県にて、行政機関と関係団体にまち歩きのノウハウを伝えている最中なので、その取り組みがもっと広がっていけば何より嬉しいです。

また、まち歩きを通じて安心安全を訴えることで、自社業務においても安心安全を強く意識して向上心を持ち続け、様々な面で成長することができています。皆様にはこの場を借りて感謝を申し上げます。コロナ禍もあって、現在、中小企業者は大変厳しい時期ではありますが、小さくともコツコツと努力を重ねてきたものが力をつけ、そんな企業が報われる時代が来るのではないのでしょうか。協会として、私、個人としても今後もまち歩きを通して、コツコツと安心安全な街づくりを行い、業界の発展に寄与していくつもりです。」



取材に応じていただいた末廣芳和氏。「株式会社廣和」を経営する傍ら、協会会長として業界のため日々尽力しています。

【記事に関するお問合せ先】

一般社団法人神奈川県広告美術協会 事務局

(平塚市長持574-8 川崎美研内)

TEL: 0463-74-4575

URL: <http://www.shinkobi.or.jp/>



HP は二次元バーコードからもアクセスできます。 Facebook も更新中！

安全で豊かな暮らしのアドバイザーを目指すプロフェッショナル集団！ 神奈川県ファイナンシャルプランナーズ協同組合 KFP

神奈川県ファイナンシャルプランナーズ協同組合は県内でファイナンシャルプランニング業務を行う事業者約70名で構成されている団体です。お客様が望むライフプランに合わせて総合的な資金計画を立て、経済的な側面から実現に導くことをファイナンシャルプランニングといい、計画づくりには、金融、税制、不動産、住宅ローンなど幅広い知識が必要とされています。これらの知識を備え、相談者のライフプランが実現できるよう、一緒に考え、サポートする専門家がファイナンシャルプランナー（FP）であり、当組合では、組合員であるFPの経済的地位の向上を図るべく、様々な事業を実施しています。今般、当組合が新事業を企画検討しているということもあり、佐藤 房子理事長及び氏家 勉理事に組合の現況や新事業について取材させていただきました。

当組合は相互扶助を実現する中小企業組合のモデルケース！

ファイナンシャルプランニングに必要な知識を身につけ、資格を取得したとしても、実務経験がない状態で、一人でお客様にライフプランをご提案するのは困難で、相談対応には、より幅広い知識やコミュニケーション能力が求められます。FPを志す事業者は個人事業主の方が多いため、それらの課題に直面することが多く、組合では、新規加入組合員がベテラン指導員とともに実際のお客様との相談会を体験できる取り組みを行っています。当組合は長年の実績から、一般企業や行政機関、学校等、幅広い団体から相談業務・セミナー等を受注しているため、体験できる機会も多く、組合員からも好評を得ています。また、組合員が内部講師となり、住宅ローンや保険、年金制度等、それぞれの専門分野に特化したセミナーを開催することで、お互いに知識を高め合っており、相互扶助の精神に基づき、組合員が自主的に活動を行っています。その他にも、資格更新にかかるセミナーを開催する等、常に組合員に寄り添った事業に取り組んでいるため、組合の取り組みに魅力を感じた事業者から加入の申し出を受けることも多いようです。



組合で実施する相談会の様子。コロナ禍であるため、フェイスシールドを付ける等、感染症対策も徹底しています。

コロナ禍の今だからこそ、実施したい新事業とは？

現在、当組合では、発達障害等の障害児の保護者向けに特化したセミナー・生活相談会の実施を計画しています。日頃から、お客様の相談対応を行う中で、障害児の保護者から、「子供が一人で生きていけるのか不安である」と相談を受けることがあり、潜在的に同じ悩みを抱える保護者が多いことを知り、昨年の9月から、構想を練っていました。行政機関では、児童の発達障害等にかかる症状の相談や障害年金等の社会保険制度の説明を受けることはできますが、これからの人生設計、とりわけ、「お金」に関する相談を個別で行うのは難しいのが現状です。特に親亡き後のキャッシュフロー等のライフプラン相談は専門知識がなければ対応が難しく、そんな不安解消のためにも、FPができることはないかと考え、今回のプロジェクトを立ち上げました。事業は令和3年度から実施予定で、現在は、関連団体と協力体制が築けるよう、アプローチを行っています。コロナ禍で事業を中止する事業者も多いですが、誰もが自分の将来に不安を抱えている今だからこそ、FPとして人々の生活のアドバイザーとなり、将来の不安を解消し、社会貢献に寄与できると強い思いをもってプロジェクトに臨んでいます。



事業者の声

「人々にとって、もっと身近な生活アドバイザーとしてライフプランを提案していきたい！」

「平成14年に国家検定である技能検定にファイナンシャルプランニング職種が追加され、国家資格としての『ファイナンシャルプランニング技能士』が誕生しましたが、まだまだFPへの相談は敷居が高いと感じる方も多くいます。私たち、FPはより多くの人々に豊かなライフプランをご提案するのが使命であり、FPに馴染みのない方との距離を縮められるように、常に試行錯誤しています。

当組合では、役職や在籍期間に関係なく、組合員から新事業を提案する機会を設けており、実施を予定している障害児の保護者向けに特化したセミナー・生活相談会も組合員から提案があったものです。事業者個人では、潜在的にそのような悩みを抱える保護者にアプローチしていくのは難しいですが、当組合と関連団体が協力すれば、より多くの悩みを抱える保護者にアプローチでき、寄り添って将来の不安を解消していけると思います。コロナ禍で、人と人との対面を避ける傾向にありますが、お客様が抱えている本当の悩みを見つけ出すには、表情や身振り、声のトーン等、細かい変化に気づけるかどうかにかかっているのです。直にお会いすることも重要です。これからも感染症対策を取りながら、人々にとってもっと身近な生活アドバイザーとして、最適なライフプランを提供していくつもりです。」



取材に対応いただいた佐藤理事長(写真右)と氏家理事(写真左)。お二人方とも物腰が柔らかく、今回実施予定の新事業に懸ける熱い想いを取材で丁寧に伝えてくださいました。

【記事に関するお問合せ先】

神奈川県ファイナンシャルプランナーズ協同組合 事務局

(横浜市神奈川区鶴屋町二丁目21番地8第1安田ビル7F)

TEL: 045-315-0121

URL: <https://www.fp-kanagawa.com/>



組合運営に関するよくある質問に、本会の無料個別専門相談を担当している、弁護士、税理士・公認会計士の先生方がわかりやすくお答えします！

組合

Q

A

第39回



横浜北仲通り法律事務所
弁護士
池田賢史 先生

Q. 賦課金を未納にしている組合員が期中に脱退申出(自由脱退)をし、年度末まで賦課金を払わなければならない状況で、賦課金を払いそうにない場合にどのように対応すればよいのでしょうか。

A.

中小企業等協同組合法(以下、中協法)は18条において、組合員は90日前までに予告することで、事業年度の終わりに脱退することができると規定しています。つまり、期中に脱退申出をした組合員も事業年度末までは他の組合員と同様に組合員としての権利を有し、義務を負うのです。(そこで、期中の脱退申出のことを「脱退予告」などと言ったりするのです。)

ですから、脱退申出をした組合員は年度末まで賦課金などの経費を組合に支払わなければなりません。脱退申出をした組合員も年度末までは組合員としての権利義務を有しますから、経費を滞納すれば、当然、除名原因になります(中協法12条1項、19条2項2号)。

それでは、支払わなかった金員については、組合員は脱退(自由脱退あるいは法定脱退)をしてしまえば、支払いを免れることができるのでしょうか。答えは「No」です。組合員が組合に支払っていない金員は脱退後にも金銭支払債務として残りますので、脱退した組合員は組合に対する支払いを免れることは法律上できません。中協法22条は脱退した組合員が組合に対する債務を完済するまでは、組合は持ち分の払い戻しを停止することができる旨規定しています。この規定は、組合が持ち分払い戻し債務と組合員に対する未払経費の支払い請求権とを相殺することを妨げないと解釈されています。

したがって、組合員の組合に対する債務が持ち分の額の範囲内に収まる場合には、相殺をすれば組合は財産的損害を被りませんので、それほど大きな問題にはなりません。では、持分の額以上に組合員の債務が多い場合にはどのように対応すればよいのでしょうか。

まずは、上述したとおり、経費の滞納を理由として除名処分となる可能性があることを組合員に対して通

知するべきです。多くの組合では、除名により脱退した組合員に払い戻される持分の金額はその他の脱退の場合の半分となることが定款に規定されていると思いますので、そのことも併せて通知しましょう。

組合によっては、組合員の持分額がかなり高額になっているケースもありますから、持分払い戻し額が半分になることを避けるために、組合員が経費を支払ってくるケースもあるでしょう。

また、除名になる可能性があることを通知するとともに、通知時点までの滞納経費額を明示して、支払いを求めましょう。裁判となった場合には、滞納金額に遅延損害金も加算されてくるため、その前に支払ってもらった方がお互いにメリットが多いのです。滞納金額が多ければ多いほど加算される遅延損害金も高額になってしまいます。

上述のとおり、滞納している経費は組合を脱退したとしても払わずに済むものではありません。事業年度末後に行われる通常総会において決算承認がされ、持分額が確定した後、組合が脱退組合員に有する債権と対当額で相殺され、それでも残った未払経費については確定した金銭支払請求権として、組合は組合員に対して裁判を提起して請求していくこともできるのです。

自由脱退の場合でも、脱退通知を出せばすぐに脱退できると勘違いしている組合員の方は今でもとても多いです。組合に対する滞納額を正確に知らない組合員も多いです。まずは、そういった中協法特有の決まりを周知することが大事です。今、自由脱退の申出をしても年度末までは組合員であること、それに伴い年度末までに組合員として経費をいくら支払わなければならないのか、今年度の持分額は概算でいくらになるのかを、各組合員が予め知ることができるような組合の内部システムを構築することがこういった問題を防ぐ一つの手段になるかもしれません。

組合個別
専門相談

●通常相談は無料、秘密厳守●

■ 次回日程

◎法律、税務・経理、労務

※令和3年1月は相談会を開催いたしませんので、ご注意ください。

令和3年

2月3日(水)

午後1時～4時 本会会議室にて

新たに「zoom」による
相談ができるように
なりました!!

●電話予約をお願いします。 本会 組織支援部 TEL:045-633-5133

令和3年3月1日から 障害者の法定雇用率が引き上げになります

障害に関係なく、希望や能力に応じて、誰もが職業を通じた社会参加のできる「共生社会」実現の理念の下、すべての事業主には、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります（障害者雇用率制度）。この法定雇用率が、令和3年3月1日から以下のように変わります。

事業主区分	法定雇用率	
	現行	令和3年3月1日以降
民間企業	2.2% ⇒	<u>2.3%</u>
国、地方公共団体等	2.5% ⇒	<u>2.6%</u>
都道府県等の教育委員会	2.4% ⇒	<u>2.5%</u>

また併せて、下記の点についてもご注意くださいよう、お願いいたします。

留意点 対象となる事業主の範囲が、従業員43.5人以上に広がります。

▶ 従業員43.5人以上45.5人未満の事業主の皆さまは特にご注意ください。

今回の法定雇用率の変更に伴い、障害者を雇用しなければならない民間企業の事業主の範囲が、従業員45.5人以上から43.5人以上に変わります。また、その事業主には、以下の義務があります。

- ◆ 毎年6月1日時点の障害者雇用状況をハローワークに報告しなければなりません。
- ◆ 障害者の雇用の促進と継続を図るための「障害者雇用推進者」を選任するよう努めなければなりません。

Q & A

Q1. 障害者雇用納付金の取り扱いはどうなるのでしょうか？

- A1.** ①令和2年度分の障害者雇用納付金について（※申告期間：令和3年4月1日から同年5月15日までの間）
令和3年2月以前については現行の法定雇用率（2.2%）、
令和3年3月のみ新しい法定雇用率（2.3%）で算定していただくことになります。
- ②令和3年度分の障害者雇用納付金について（※申告期間：令和4年4月1日から同年5月15日までの間）
新しい法定雇用率（2.3%）で算定していただくことになります。

Q2. 障害者を雇用する場合に活用できる支援制度はありますか？

- A2.** 障害者雇用のための各種助成金や職場定着に向けた人的支援など、様々な支援制度をご利用いただけます。サポートを実施している機関は様々ありますので、まずは事業所管轄のハローワークにご相談ください。

▶ 「障害者雇用のご案内」：<https://www.mhlw.go.jp/content/000615860.pdf>

（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構の障害者雇用事例リファレンスサービスでは、障害者雇用について創意工夫を行い積極的に取り組んでいる企業の事例を紹介しています。

▶ URL：<https://www.ref.jeed.or.jp/>

障害者雇用に関する優良な取り組みを行う 中小事業主への認定制度を始めました！

「障害者雇用に関する優良な中小事業主に対する認定制度」は、厚生労働大臣が障害者の雇用の促進や安定に関する取り組みなどの優良な中小企業を認定する制度です。

認定事業主となることのメリット

● 認定マークを使用できます！

自社の商品・サービス・広告などのほか、ハローワークの求人票に障害者雇用優良中小事業主認定マークを表示することができます



● 厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク による周知広報の対象となります！

厚生労働省と都道府県労働局のホームページに掲載され、社会的認知度を高めることができます

また、認定事業主に限定した合同説明会などを企画する場合があります
御社の魅力を広くアピールすることができ、求職者からの応募の増加が期待できます

● 日本政策金融公庫の低利融資対象となります！

日本政策金融公庫の「働き方改革推進支援資金」の低利融資の対象となります
障害者雇用の取り組みに必要な設備資金や長期運転資金に使用できます
詳細は日本政策金融公庫へお問い合わせください

● 公共調達などの加点評価を受けられる場合があります！

地方公共団体の公共調達および国と地方公共団体の補助事業の加点評価を受ける
ことができる場合があります

詳しくは公共調達などを実施している地方公共団体などにお問い合わせください

など



「認定事業主」になるにはどのような手続きがありますか？

A 都道府県労働局またはハローワークに申請が必要です！

認定の申請は、必要書類を主たる事業所を管轄する都道府県労働局またはハローワークに提出してください。必要書類は厚生労働省ホームページからダウンロードできます。

審査の結果、認定基準を全て満たしていることが確認された場合は、各都道府県労働局から認定通知書を交付します。※詳しい認定基準については裏面をご参照ください

なお、認定審査には3か月ほどお時間をいただいています。

障害者雇用優良中小事業主

検索

(URL) <https://www.mhlw.go.jp/stf/monisu.html>



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

11020702001

製造業

食料品	パン	デパート等の催事においては、集客も厳しく、パンの売上は低調。食品店卸も低調推移。店売り、給食は前年並みの状況。
	酒造	令和2年9月の清酒課税移出数量の特定名称酒は対前年比90.61%と下回った。特定名称酒以外の普通酒も対前年比64.00%と下回り、合計で対前年比86.40%と前年を下回る結果となった。
	ひもの	10月から東京発着のGoToトラベルキャンペーン等が動き出したことで、観光客等が増え、売上も徐々に回復傾向にあるが、全体的には依然厳しい状況。加えて先月も触れた問題だが、干物原料のアジ、サンマ、金目鯛等、軒並み不漁で原料不足。
	製麺	今月はGoToEatが始まったからか、少し持ち直した感じがする。しかし、まだ出入りが激しく、売上が良いと思ってすぐに悪くなるのを繰り返している感じがする。
木材製品	家具	新規住宅着工が減少し、ゼネコンの見積もりが減少するなど、先行き受注への不安感が強い。持続化給付金を受領し、家賃支援給付金でしのぐ業者が多い。資金繰り面の影響は、これから深刻化する。長期化に備え、「新型コロナウイルス特別貸付」への関心が高い。
	製本	引き続き、製本の需要は低迷しており、各社前年比30～50%減少している。9月に再開された理事会も欠席者多数で中止となり、当面の間、組合活動は行わないこととなった。
印刷	印刷	当組合は、新型コロナウイルス感染症の拡大やその予防のために、組合員の暮らしは大きな影響を受けている。特に、地域を支える重要な担い手である中堅・中小企業にとって、営業の自粛や外出などを控える傾向は甚大な影響を与えており、地域の持続可能性を脅かしかねない状況である。
	石油製品	経済活動が活発になりつつあるが、先行きの不透明感が払しょくできないことから、不安を抱えている組合員が多い。
窯業・土石製品	砕石	前年は大型台風による被災、稼働日数、復興需要増加と全体に荒い動きであったことに比べ、稼働日数は順調に推移しており、県北地域の大規模案件工事の本格化などもあり、当月の出荷は安定した。

鉄鋼	工業塗装	9月は若干受注が増加したが、10月以降の状況は厳しい。塗料販売店の話では、10月の出荷量は前年同期比70%程度であるとのこと。コロナ禍の影響がまだ続いているが、7～8月が底で少しずつ回復の兆しが見える。
	工業団地（相模原市）	共同受電電気使用量は、前年比同月▲2.2%（上半期は前年同期比▲4.6%）、また、前年比プラスを継続している食品関係大口需要家1社を除くと前年比▲4.4%（上半期は▲14.6%）と減少幅は縮小しているものの、操業度を反映する電気使用量の水準は低い状態が継続している。
金属	工業団地（相模原市）	売上高前年比▲20%程度に推移。組合員各社は、雇用調整助成金継続利用や新型コロナウイルス対策資本金劣後ローンの導入により、資金繰りの安定を図っている。
	工業団地（伊勢原市）	主要企業（親会社）により、景況に差がある。一部では、やや回復傾向にあり、厳しい状況が続く企業もある。総じて、一時の大幅な落ち込みから、回復傾向は見られるが、コロナウイルスの状況も心配で、年度下期の見込みも立たない。
属	金属製品	コロナウイルス感染拡大で先が見えない状態。まだまだ企業の回復には程遠く、今後、企業の回復が遅れば年度末が非常に怖い。
	指定業者（船舶）	9月の一般鋼船の輸出船契約実績は前年同月比111%増の約94万トンとなり、2か月連続で増加。新型コロナウイルスの感染拡大以降、商談が低調だったが、9月の受注量は今年の月間最高だった。9月末の手持ち工事量は前月比8万総トン増の1,445万総トンで、前月比では2か月連続で増加した。
その他	工業中心の複合業種（川崎市）	コロナ禍の低迷は続いている。各業種とも受注に波があり、安定しない状況。徐々に受注増の企業もある一方、10月になり、ますます受注減になってきている企業もある。
	工業中心の複合業種（川崎市）	先の見通しは未だに不安定である。最近、受注元も在庫調整が進み、徐々に受注が戻りつつある。
製造業	工業中心の複合業種（厚木市）	世界的に設備投資の抑制傾向が続く、プラント・工作機械等の受注が減少し、回復には時間を要す。大規模展示会等が中止・延期される他、営業活動自粛による機会損失が発生。コロナ禍の生活環境の変化により、受注変化への対応が困難な状況で、営業自粛。

景況天気図 (前年比)	売上高	在庫数量	販売価格	取引条件	収益状況	資金繰り	設備操業度	雇用人員	業界の景況
									
	-56.8%	-6.5%	-9.5%	-18.9%	-59.5%	-44.6%	-47.6%	-20.3%	-64.9%
									
全体	-56.8%	-6.5%	-9.5%	-18.9%	-59.5%	-44.6%	-47.6%	-20.3%	-64.9%
製造業	-57.1%	9.5%	-9.5%	-9.5%	-66.7%	-47.6%	-47.6%	-28.6%	-61.9%
非製造業	-56.6%	-20.0%	-9.4%	-22.6%	-56.6%	-43.4%	—	-17.0%	-66.0%

【天気図の見方】各景況項目について「増加」（または「好転」）業種割合から「減少」（または「悪化」）業種割合を引いた値(KJ)をもとに作成。その基準は次の通りである。ただし、在庫数量はKJ値プラスの場合には雨、マイナスの場合には晴れの方向に表した。KJとは、「神奈川県情報連絡員調査指数」の略である。



※この業界情報は、県下74名の連絡員からの情報をもとにしております。

非製造業

卸	菓子卸	売上は9月同様、10月に入ってもあまり変わらず、2〜3割減少したままで、回復の兆しは見られないようである。
	卸団地	売上については、前年同月比で減少。緊急事態宣言が解除されたものの、依然として新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、前年比減収。一方、巣ごもり需要による特需で増収の企業もあり、販売ターゲットによる業績格差が顕著に表れている。
	料理材料卸	依然として売上は前年比80%と減少しているが、GoToEatキャンペーンが開始はされているが、店が限定されており、多少は飲食店の売上に寄ってはいるものの、使い勝手が悪く、特定ユーザー（若年層）の使用に限られている面もある。店舗にとっても利益率が減少する事態にもなっている。
	歯科用品	9、10月に入り、コロナウイルス以前の売上水準に戻る。歯科医院への100万円補助金効果も終了しつつある。
売	リサイクル	古紙市場は引き続き国内での需要縮小が続いており、かつ、中国向け古紙輸出は12月には停止となる。今後、東南アジア向けの輸出拡大が重要となってくるが、中国向けの価格と比較すると安価である。
	リサイクル	古紙市況は、国内需給の低調が長引いており、今後年末から年明けについては輸出の動向が注目されているが、海外市況も不透明であり、中国以外の仕向け先の拡大が課題となっている。鉄スクラップ市況は、輸出面ではバングラディッシュ、ベトナム、韓国をはじめ、アジア各国からの引き合いが活発な状況である。
	菓子	9〜10月は5割以上売上が減少した。各店の1日の来客数も数人のときもあり、厳しい状況。話題性のある新商品を開発し、アピールしていきたい。
	青果	10月は、夏の長雨から、高温干ばつの影響で野菜全般にわたり、生育遅延あり、果菜類特にトマト、キュウリ、ピーマン等が高騰した。下旬になり、徐々に相場が下がってきたが、コロナウイルスの影響もますます大きく、納品関係の売掛金が膨らんでいるところもあり、回収できるのか不安であり、小売店経営は厳しい状況が続いている。
小	電化製品	今月も前月に続き、全体的に好調であった。後半は冬物商品の引き合いが多くなり、例年以上に暖房関連商品も売れる感がある。
	化粧品	新型コロナウイルスの影響でお客様が来店を敬遠される傾向にあり、ネット等で商品を購入する方もいる。
	生花	コロナウイルスの影響で、市場への出荷が少なく、高値が続くため、なおのこと売りにくい。
	鮮魚	正月用品の情報が流れてくるが、いい話題がない。消費者が正月をどのように過ごすのか、予想もつかない。自粛なのか、トラベルなのか。
業	燃料	10月に入り、原油価格が小幅な変動に留まり、為替相場が円高に転じたことにより、石油元売会社の原油調達コストがほぼ横ばいだったことにより、全油連仕切価格は大きな増減はない状況が続いている。
	共同店舗	新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、退去する店や家賃の未収が発生している。特に来店者は高齢者が中心で、高齢者は外出を控えているので、その影響は大きい。
	タイヤ販売	需要は徐々にだが、良くなっている。この業界は降雪の有無で冬の売上が大きく変わってくる（スタッドレス需要）ので、今後の気候次第でもある。新型コロナウイルスの影響で、帰省者が減ると冬タイヤの需要も減るため、アクティビティの低下は業界全体に大きく影響する。
	商店街（横須賀市）	10月期は消費の刺激策もあり、天候にも恵まれ、マイナス幅は減少傾向に推移した模様。
店	商店街（横浜市）	飲食店もだいぶお客様が戻りつつあるが、年末の忘年会シーズンを控え、増加は見込めない状況で苦しい。
	商店街（藤沢市）	昨年の10月は増税後の反動や台風による休業で元々売上が落ち込んでいた。それを加味すると売上前年比105%であっても、必ずしも楽観視できない。

商店街	商店街（川崎市）	今月は先月に比べて天候は安定していたが、売上は厳しいお店が多かったようだ。例年10月はイベントが多いが、今年は全てにおいて中止になっていたが、先月からスタンプラリー・ハロウィンについてはモバイル方式で実施した。
	温泉旅館	昨年の10月は台風の被害を受け、キャンセルが続出して大きく落ち込んだため、今年と比較すると好転している。10月1日より、GoToトラベルの東京都民の利用が追加されたことにより、直近から数か月先までの予約が急増している。
	医療業	10月はインフルエンザワクチン接種が増加し、ワクチンが供給不足となった。ワクチンは前年比107%増となっているが、希望者が接種できない状況である。PCR検査率が高まり、すぐに検査を受けることが可能となった。
	ファイナンシャルプランナー	家計相談等の個人からの受注は少しずつ回復しているが、売上は前年同月比減少が続いている。
サ	情報サービス業	収益状況、資金繰り、雇用人員は分散。前月と同じく携帯電話料金の値下げの要請が政府から再提示されており、その対応で携帯大手会社が経営不振となり、そのあおりで当組合・当社を含む携帯電話関連の中小企業の経営悪化が懸念される。雇用調整助成金で、新人・若手層の「仕事にありつけない」状況をしのいでいる。
	建物管理	客先の業務縮小に伴う売上減少。
	プラント設計	売上は前年と比べると減少したものの、予想よりは良い。
	建築設計	建築設計業界では、Webでの会議や講習会、懇親会が進みつつある。WebソフトのZoomは使いやすいがセキュリティに問題があるとか、Teamsは取り扱いにくいセキュリティはしっかりしている等の情報が錯綜している。
ビ	柔道整復師	少しずつ回復の気配がでてきたものの、全体として対前年同月比で25〜30%程度の減収が想定される。また、当組合員の平均年齢が50歳をやや上回り、設備投資に回す資金も乏しく、後継者不足の問題もあり、今後は廃業や閉院が増加する可能性がある。
	管工事業	景況は厳しい状況が続いている。依然として民間需要が低調であり、下期の公共工事も発注が今一つ鈍いようである。
	空調設備工事	先の見えないコロナ禍で工事が遅れているところ、延期になったところがまだまだ多くある。先行きが不透明だが、全体が工事に影響があるわけでもなく、予定していた工事は予定通り始まっている。
	畳工事	秋になり、業界景況はそれなりに動きが出てきたように思われるが、長雨が一般事業者と材料商社に影響を与えている。
建	建具	個々の事業所も組合全体としても売上がなかなか伸びない。おのずと仕入れを抑えて在庫を減らすようになった。
	道路貨物	国内輸送は前月よりも多少増加しているが、先行きは不透明である。海上コンテナも微増。
	道路貨物	自動車業界・鋼鉄輸送の回復傾向に伴い、荷量が4〜9月に比べ増えてきたが、全体として前年同月に比べると1〜2割ほど荷量が少ない状況が続いており、併せて荷主からの値下げ要請も増えており、事業者にとっては厳しい状況となっている。
	歯科技工	9月から前歯のCAD/CAM冠が保険導入となり、増加している。歯科用貴金属の高値も影響し、勝ち組と負け組に2極分化してきている。
非	不動産	賃貸に動きが出ている。大手ハウスメーカーの新築物件は賃料は高いが、入居希望者は多く、賃料は高水準を維持している。以前は家賃は高い物件から安いものまで均等に分布していたが、今は高いか安いかで中間の家賃が無くなってきている。
	その他	

神奈川県からのお知らせ！ 「スキルアップセミナー2020」のご案内 ～ 社員・組合員の教育の一助に ～



働く人をサポートする技術講習会

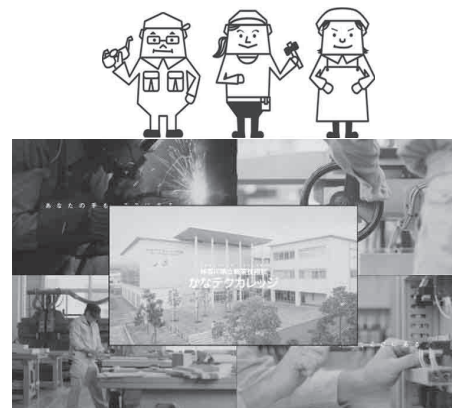
産業技術短期大学校や東部・西部総合職業技術校等では、主に中小企業等の社員の方を対象として、様々な専門分野のセミナーを開催しています。「新たな技術を身につけたい」「社員のスキルアップを図りたい」など、業務の充実・向上に向けて是非ご活用ください。



メニュー型とオーダー型の2種類

- ①講座内容や日程が設定されている「メニュー型スキルアップセミナー」
- ②企業団体等の要望に応じて設定する「オーダー型スキルアップセミナー」

※教育訓練は2日間単位で開催、受講料（税込み）は
2日間で産業短大校 6,200円、東西技術校 2,000円、神障校無料です。



かなテク動画公開中！「かなテク」で検索

①メニュー型スキルアップセミナー（応募締切日が令和3年1月以降の講座）

セミナーNo.	セミナー名	定員	実施日	応募締切日	受講料	実施校（申込先）
203	ガス溶接技能講習 ※神奈川労働局長登録教習機関（登録番号8）	10	2/8,9,15,16	1/4	4,000円 要テキスト	西部総合職業技術校
138	機械CAD応用（3次元CAD編）	10	2/7,14 【日曜開催】	1/5	2,000円	東部総合職業技術校
408	無線LANを用いたロボットの遠隔操作技術	10	3/1,2	1/25	2,000円	東部総合職業技術校
939	演習で学ぶ商品企画の実践講座	15	3/2,3	1/26	6,200円	産業技術短期大学校
938	ISO9001:2015の内部品質監査員養成講座	25	3/4,5	1/28	6,200円	産業技術短期大学校

※2020年度開催講座の一例です。

②オーダー型スキルアップセミナー（対象：県内の中小企業・団体等）

「開催日程が合わない」、「社員のレベルに合わせた教育をしたい」など、企業の皆様のご要望に応じて訓練内容を設定します。まずは、各技術校にご相談ください。「どこに相談してよいか、何を教育すればよいか分からない」といった方は、**人材育成支援センター**へご相談ください。人材育成支援センターの**在職者訓練コーディネーター**が貴社を訪問し、複数企業の要望を相談・調整する等の支援を行います。

★オーダー型スキルアップセミナーを利用した事業主の声

急な要望だったが実施校に問合せ、スピーディーに対応してもらい、オーダー型セミナーを受講させることができた。

弊社の社員は1名だったが、人材育成支援センターのおかげで、複数の企業と合同でオーダー型スキルアップセミナーを受講させることができた。非常に助かった。



★実施校・問合せ先

申込み方法やセミナー内容などのご質問は、各実施校までお問合せください。

産業技術短期大学校（産業短大校）	〒241-0815 横浜市旭区中尾2-4-1	TEL 045-363-1233
東部総合職業技術校（東部技術校）	〒230-0034 横浜市鶴見区寛政町28-2	TEL 045-504-3101
西部総合職業技術校（西部技術校）	〒257-0045 秦野市桜町2-1-3	TEL 0463-80-3004
神奈川障害者職業能力開発校（神障校）	〒252-0315 相模原市南区桜台13-1	TEL 042-744-1243
人材育成支援センター（オーダー型セミナーコーディネーター）	〒241-0815 横浜市旭区中尾2-4-1	TEL 045-363-1234

詳細は、「スキルアップセミナーガイド2020（10月～3月：後半版）」をご覧ください。
各校のホームページでもご案内しています。

スキルアップ 神奈川

検索

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/xa4/seminar/index.html>



逸品の今月

『かながわの名産100選』より



#39 小田原おでん

小田原の名産品のひとつでもある蒲鉾の練り物技術を生かし、地元産食材を生かした小田原の名物。老舗蒲鉾店をはじめとする地元製造業者がつくり出したおでん種に、梅みそを付けて食べるのが特徴。

こちらのコーナーは「かながわの名産100選」より抜粋しています。

「かながわの名産100選」は県 HP (<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/ya3/cnt/f300096/>) でもご覧になれます。

記事に関するお問合せはこちら
神奈川県 国際文化観光局 観光部 観光企画課
TEL: 045-285-0739 (直通)

編集後記

今年もアツという間に12月になり、2020年も終わりを迎えようとしていますね。今年はコロナウイルス感染拡大の影響で大変な年となりましたが、来年は事態が収束し、少しでも早く生活様式が戻ることを期待しています。

企画情報部担当者

情報募集

『商工神奈川』に
組合の情報を掲載しませんか？

- ★イベントの告知をしたい
- ★組合の事業を紹介したい
- ★取材に来てほしい



お気軽にお問合せ下さい！

【組合の情報掲載に関するお問合せ】
企画情報部 TEL: 045-633-5134
もしくは組合担当者まで



神奈川県信用保証協会



LINE
友だち募集中

金融支援
創業支援
経営支援

～夢と未来に向けて～
かながわの中小企業を
応援します



カナモ

メリット

- 1 セーフティネット
保証等の別枠保証も
ございます
- 2 資金調達が
スムーズになります
- 3 原則として第三者
保証人が不要です

随時ご相談をお受けしています

営業部
045(681)7178

川崎支店
044(222)7811

小田原支店
0465(23)0138

横須賀支店
046(822)3821

藤沢支店
0466(23)0792

厚木支店
046(221)0633

相模原支店
042(752)0575

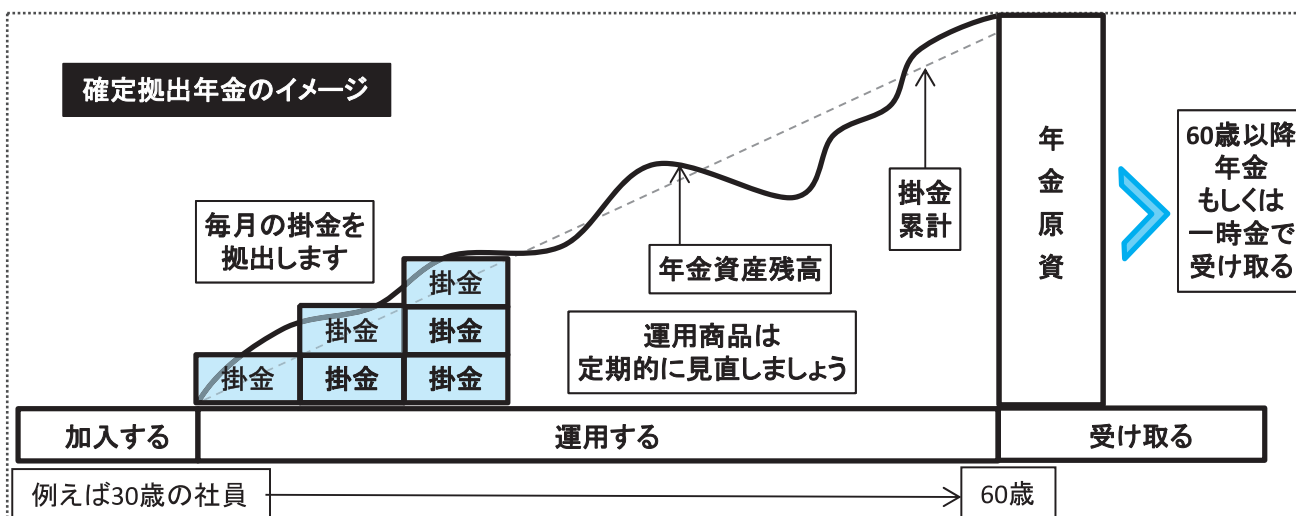
<https://www.cgc-kanagawa.or.jp/>

企業型確定拠出年金の導入はおすすめですか？

中小企業の経営者・役員・従業員の年金づくりに最適なプランです。

こんな悩みのある企業様におすすめです！

- ✓ 従業員全員に新しい制度について説明、加入させるのは困難。
- ✓ 企業型の導入を検討したが拠出金が負担。
- ✓ 導入後の投資教育についてわからない。



確定拠出年金 3つのメリット

Point1【拠出時】
毎月の掛金は社会保険料の算定外となり、所得税軽減効果の期待

Point2【運用中】
運用期間中の運用益は非課税

Point3【受取時】
受取方法で公的年金控除・退職所得控除が適用



株式会社バリュー・エーエージェント
横浜市南区宮元町1-21-15
TEL:045-716-0002

※5/1より社名変更しました
旧社名 株式会社神奈川保険グループ

FAX ⇨ 045-716-0005

切り取らずにこのままファックスしてください

会社名： _____ 役職： _____

お名前： _____

メール： _____ お電話番号 _____

お問合せ内容

- ☐ 制度詳細について ☐ 加入資格について ☐ 社会保険料や所得税の削減効果について
☐ その他



神奈川県中小企業団体中央会 ビジネスJネクスト制度のご案内



— 団体業務災害補償保険制度 —

従業員や企業を巡るトラブル、 貴社の備えは万全ですか？

社長！！
作業中に高所から落ち、
従業員が亡くなりました！！

社長！！
セクハラにより会社が訴えられ
ています！！



社長！！
従業員が過労自殺して
使用者責任を問われています！！

社長！！
不当解雇が原因で損害賠償請求
をされています！！

最近の労災高額損害賠償例では、**1億円を大きく超えた判決**となるものがあり、**脳・心臓疾患と精神障害**によるものが増えています。(引受保険会社調べ)

判決容認額	年	年齢	業種	態様	備考
1億6,700万円	2019年	開示なし	市立病院	医師が過労死	過労死
1億円	2014年	28歳	鉄道会社	社員が長時間労働によるうつ病で過労自殺	自殺
7,200万円	2014年	開示なし	消火器販売	上司によるパワハラが原因でうつ状態となり自殺	自殺
1億9,400万円	2010年	35歳	レストラン	「名ばかり管理職」が過労により意識不明	脳疾患後遺障害
1億8,989万円	2008年	33歳	精密機器製造	異動後の過重な業務による脳内出血で意識障害	脳疾患後遺障害

●このチラシは保険の特徴を説明したものです。詳細は商品パンフレットをご覧ください。

詳しい内容をお知りになりたい場合には、下記シートをご記入いただき、三井住友海上（045-461-0697）までFAXしてください。

貴社名	所属組合名		
ご住所			
ご担当者名			
TEL	FAX		
ご相談内容	1. 見積りが欲しい 2. 説明が聞きたい 3. 加入したい		

<ご連絡先>

【引受保険会社】
三井住友海上火災保険株式会社 横浜支店横浜第二支社
住所：横浜市神奈川区栄町7-1 MYXビル4階
TEL：045-461-8245
FAX：045-461-0697

経営者・役員・従業員とそのご家族の 安心の保障を準備するために 中央会の共済制度をご活用ください。

BESTパートナー
大樹生命



従業員のための 退職金準備に 特定退職金共済制度

従業員さまの定着が図られ、
安定した退職金準備が
できる共済制度です。

特定退職金共済制度 引受保険会社
大樹生命保険株式会社



経営者・従業員のための 万一の保障 団体扱生命保険

団体扱* (月払) の場合、
一般扱 (口座振替月払等) で
ご契約いただくよりも、
保険料が割安になります!

オーナーズプラン

経営者の
各種リスクマネジメントのために

パートナーズプラン

役員・従業員の皆さまの
保障準備をサポート



業務上の災害への備えに 業務災害補償保険

事業活動にかかわる
従業員さまのケガなどのリスクを
カバーする保険です。

業務災害補償保険 引受保険会社
三井住友海上火災保険株式会社
業務災害補償保険 取扱代理店
大樹生命保険株式会社



- * 団体扱とは、神奈川県中小企業団体中央会が団体扱としてお申し込みいただいた各保険契約の保険料を取りまとめ、一括して当社へ払い込む取り扱いのことです。
- ※ 一部対象とならない商品・契約がございますので、詳細は下記までお問い合わせください。
- ※ 詳しくは、該当の「商品パンフレット」をご覧ください。ご検討にあたっては、「設計書 (契約概要)」「特に重要な事項のご説明 (注意喚起情報)」「ご契約のしおりー約款」および神奈川県中小企業団体中央会の「退職金共済規程 (規約・規則)」等を必ずご覧ください。

大樹生命保険株式会社は三井住友海上火災保険株式会社の取扱代理店として損害保険代理店委託契約を締結しています。

お取り扱いの詳細は、下記までお問い合わせください。

大樹生命保険株式会社

横浜支社 〒221-0056 神奈川県横浜市神奈川区金港町1-4 横浜イーストスクエア9F TEL:045-345-4201

横浜北支社 〒222-0033 神奈川県横浜市港北区新横浜3-7-3 リーフスクエア新横浜ビル8F TEL:045-474-4780

湘南支社 〒251-0025 神奈川県藤沢市鵠沼石上1-5-4 大樹生命藤沢ビル6F TEL:0466-23-3721

町田支社 〒194-0022 東京都町田市森野1-7-23 大樹生命町田ビル4F TEL:042-722-6368

<https://www.taiju-life.co.jp/>

大樹-KB-2019-1064 (損保) B-2020-101 (2020.4)
B-2020-1009 (2020.4) 使用期限 2021.3.31